

## 新折尾駅周辺整備検討会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、『新折尾駅周辺整備検討会』(以下「検討会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 折尾地区総合整備事業(以下「事業」という。)では、検討会をアドバイザー機能として、長期に亘り推進する事業施策の一貫性の確保を図ることを目的とする。

(役割・機能)

第3条 新折尾駅や駅前広場等の整備に関し、専門的・有識者の視点から、誰もが安全、快適に利用できる施設となるよう意見する。

また、地元の意見や要望について、必要に応じ、専門的な視点にて検討を行う。

【意見】

- (1) 新駅舎や高架橋のデザインに関する事。
- (2) 高架下空間の活用に関する事。
- (3) 駅構内やコンコース、駅前広場のバリアフリーやサインに関する事。
- (4) 南北駅前広場の整備に関する事。
- (5) その他、事業について必要な事項に関する事。

(組織の構成)

第4条 以下のような視点からの意見聴取が可能な構成員を市長が選任する。

なお、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と密接な関係を有する者であるときは選任の対象外とする。

- (1) 北九州市内の大学教授等、学識経験のある者。
- (2) 建築構造や建築デザインに関する知識を有する者。
- (3) 景観デザインやまちづくりに関する知識を有する者。
- (4) ユニバーサルデザインに関する知識を有する者。
- (5) 駅利用者の視点(市民の代表)
- (6) その他、市長が認める者。

2 事業の進捗に伴い、市長は必要に応じて構成員の増員、入替えを行うことができる。

(検討会の運営期間及び構成員の任期)

第5条 検討会の運営期間及び構成員の任期は、平成38年3月31日とする。

- 2 任期において、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するものであることが判明したときは、解嘱する。

(開催)

第6条 検討会の開催は、計画を検討する各段階において建築都市局折尾総合整備事務所長が必要と認めたときに、必要な構成員を招集する。

- 2 別途、検討に際して、建築都市局折尾総合整備事務所長が必要と認めたときに、その分野に関連する講師等を招致することができる。

(報償費)

第7条 構成員の活動の実績に応じて報償費を支給する。

(庶務)

第8条 この要綱の施行に関する庶務は、建築都市局折尾総合整備事務所計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は建築都市局折尾総合整備事務所長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年 4月22日から施行する。

この要綱は、平成24年 3月15日に一部改正する。

この要綱は、平成26年 8月25日に一部改正する。